

# 淡路島地域公共交通調査等業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

淡路島全域を一つの交通圏と捉え、データに基づく「リ・デザイン（再構築）」を断行し、持続可能な「淡路島型交通ネットワーク」の構築を目的として実施する淡路島地域公共交通調査等業務（以下「本業務」という。）について、企画提案書の提出を求め、総合的に評価し優秀な事業者を選考するために本業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するものです。

## 2. 業務の概要

- (1) 業務名 淡路島地域公共交通調査等業務
- (2) 履行場所 南あわじ市市善光寺22番地1  
(淡路島地域公共交通活性化協議会事務局)
- (3) 業務内容 「淡路島地域公共交通調査等業務特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間 1年目 契約の締結日から令和9年3月19日まで  
2年目 契約の締結日から令和10年3月17日まで（予定）  
3年目 契約の締結日から令和11年3月16日まで（予定）
- (5) 契約予定日 令和8年8月下旬
- (6) 事業費上限額 各年度で次の金額を上限とする。

【内訳（消費税及び地方消費税を含む）】

令和8年度	8,855,000円
令和9年度	6,326,000円（予定）
令和10年度	4,819,000円（予定）
3カ年合計	20,000,000円

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものです。

※本業務は、3カ年での業務実施を予定しています。

ただし、契約は単年度毎とし、2カ年目以降は1カ年目の単年度契約に選定された事業者との1者随意契約を締結することを基本としますが、確約するものではありません。

- (7) 支払条件
  - ① 前払金 有
  - ② 部分払 無
  - ③ 年割支払 無

- (8) 担当事務局（書類提出・問い合わせ先）  
淡路島地域公共交通活性化協議会事務局（南あわじ市企画部交通政策課内）

〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1（南あわじ市役所本館3階）

TEL：0799-43-5262、FAX：0799-43-5362

E-mail：kotsu@city.minamiawaji.hyogo.jp

### 3. 応募方法 単独企業または共同企業体による

### 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とし、なお、参加資格の確認基準日は参加表明書の提出期限日とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 最優秀提案者の選定の日までの期間において、南あわじ市、洲本市及び淡路市指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者及びこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (3) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税及び地方消費税並びに南あわじ市内、洲本市内又は淡路市内に本社・本店又は本社・本店より入札及び契約締結に関する委任を受けた支店・営業所がある場合には、所在する市の市税に未納がないこと。（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- (5) 南あわじ市暴力団排除条例（平成25年南あわじ市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 洲本市暴力団排除条例（平成25年洲本市条例第2号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (7) 淡路市暴力団排除条例（平成25年淡路市条例第9号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (8) 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

### 5. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施に係る概ねのスケジュールは、別紙1「プロポーザル実施スケジュール」のとおりとします。

## 6. 参加手続き等

本プロポーザルの参加手続き等は、以下のとおりとします。

### (1) 参加表明又は企画提案に関する質問の受付及び回答

参加表明又は企画提案の手続きに伴う本実施要領、特記仕様書及び様式に関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとします。

提出期間： 令和8年7月8日（水）～7月15日（水）午後5時まで

提出方法： 質問書(様式第16号)を使用し、電子メール又はFAXにより下記まで送信してください。（口頭等は認めません。）

送信先： 担当事務局（上記2(8)）

※送信後、必ず電話により受信確認をしてください。

回答期限： 令和8年7月17日（金）

回答方法： 質問事項と回答事項を取りまとめた回答書を、協議会（洲本市）ホームページに掲載します。

なお、回答書は本実施要領と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

### (2) 参加表明書の提出及び参加資格の確認等

#### ① 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり必要書類を添えて参加表明書(様式第1号)を提出してください。

提出期限： 令和8年7月8日（水）～7月21日（火）午後5時まで

提出先： 担当事務局（上記2(8)）

提出方法： 持参、郵送又は宅配便（郵送の場合は、簡易書留など配達記録が残るもの、宅配便の場合は、手渡ししたことが証明されるものに限り。）

提出部数： 各書類 正本1部、副本10部

提出書類： 別紙2「参加表明書提出時提出書類一覧」を参照

#### ② 参加辞退

本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに持参又は郵送により辞退届（様式第14号）を担当事務局（上記2(8)）へ提出してください。

## 7. 企画提案書の提出

### (1) 企画提案書の作成

企画提案書は、特記仕様書の内容を踏まえ、以下のとおり作成し提出してください。なお、様式について、特に指定のない場合は任意様式により提出してください。

#### ① 実施方針（様式第9号）

実施方針は、以下の項目について記載してください。

なお、文書を補完するための、イラスト、イメージ図、図画等を使用してもよいものとします。

ア 業務実施方針

イ 特記仕様書に記載する業務内容に基づく企画提案

ウ 業務実施工程

エ その他提案

② 経費見積書（様式第10号）

ア 経費見積については、特記仕様書に基づき記載してください。

イ また、見積参考図書（内訳書、内訳明細書等含む）を作成し、併せて提出してください。

ウ 見積金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

エ 随意契約の見積書徴収相手となった場合、この見積書に記載する金額を上限額とします。

③ 上記以外の書類については、別紙3「企画提案書提出時提出書類一覧」を参照してください。

(2) 企画提案書の提出

企画提案書は、次のとおり提出してください。

提出期間： 令和8年7月8日（水）～令和8年7月21日（火）午後5時まで

提出先： 担当事務局（上記2(8)）

提出方法： 持参、郵送又は宅配便（郵送の場合は、簡易書留など配達記録が残るもの、宅配便の場合は、手渡ししたことが証明されるものに限ります。）

提出部数： 各書類 正本1部、副本10部

（書類は、A4判サイズに統一してください。A3判サイズによる折込項の挿入は可とします。）

提出書類： 別紙3「企画提案書提出時提出書類一覧」を参照

## 8. 選考要領

(1) 審査委員会

本プロポーザルの選定に関する審査は、淡路島地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」といいます。）において実施します。

(2) 審査方法

①一次審査

提出された参加表明書・企画提案書等の書類を審査基準（別紙4）に基づいて審査し、上位3者に企画提案を依頼します。ただし、参加希望者が3者以下である場合は、一次審査を省略し、二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施するものとします。

選定結果については、全ての参加希望者に文書及び電子メールにより通知します。なお、審査過程については非公表とします。

ア 一次審査の通過が認められない旨の通知を受けた者は、その理由について、通知の日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求めることができます。

イ 上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

## ②二次審査

企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングにより審査基準（別紙5）に基づいて審査し、一次審査が省略された場合は審査基準（別紙6）に基づいて審査します。その後、各参加者の順位を決定し、第1位の企画提案者を最優秀提案者として選定します。

選定結果については、プレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に文書及び電子メールにより通知します。なお、審査過程については非公表とします。

ア 契約候補者として認められない旨の通知を受けた者は、その理由について、通知の日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面（任意様式）により説明を求めることができます。

イ 上記の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答します。

## (3) 選考方法

- ① 各審査委員の採点を集計し、一次審査においては合計点数の上位3者に企画提案を依頼し、二次審査においては合計点数が最も高い者を最優秀提案者とします。
- ② 集計した合計点数が同点の場合は、実施方針の合計点数が高い者を上位とします。また、実施方針の点数も同点の場合は、見積金額の価格の低い者に決定します。
- ③ 本プロポーザルに参加する者が1者となった場合でも選考は実施します。
- ④ すべての企画提案者において、各審査委員の採点の平均点が60点未満である場合は、最優秀提案者としません。

## 9. 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングの実施

以下のとおり企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「ヒアリング等」といいます。）を実施します。なお、実施の詳細等については、後日参加者に通知します。また、ヒアリング等は非公開とします。

実施日： 令和8年8月7日（金）（予定）

実施場所： 洲本市役所 会議室（予定）

出席者： 1事業者3名まで

実施内容： 1事業者あたり50分程度を予定

（プレゼンテーション：25分程度、ヒアリング：25分程度を予定）

ただし、提案者数が多い場合は、変更することがあります。

説明資料： あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明してください。（説明内容が著しく相違又は逸脱した場合は、不適格とする場合があります。）

機材等： ヒアリング等の際に機材等を使用する場合は、担当事務局（上記2(8)）へ事前に申し出てください。なお、機材等のうち机、椅子、電源、スクリーンは、必要に応じて事務局で用意します。

順番： ヒアリング等の順番については、企画提案書の受付順とします。

## 10. 契約の方法等

### (1) 契約の締結

上記9により選定された最優秀提案者に対して、本業務の委託契約に係る優先交渉権が与

えられるものとし、最優秀提案者とは、速やかに企画提案書をもとに仕様の詳細事項について協議し、その協議に基づいた内容について見積書の提出を求め、契約を締結します。なお、この協議が不調となった場合、又は最優秀提案者が契約締結するまでの間に下記11の失格事由に該当した場合は、次順位の提案者（基準点未満の者を除く。）と協議できるものとし、

#### (2) 契約保証金

最優秀提案者は、契約の締結前に契約金額の10分の1以上を契約保証金として納付しなければなりません。ただし、南あわじ市契約規則（平成17年南あわじ市規則第39号。以下「契約規則」といいます。）第27条第1項各号のいずれかに該当する場合、洲本市契約規則（平成18年洲本市規則第53号。以下「契約規則」といいます。）第25条第1項のいずれかに該当する場合又は淡路市契約規則（平成17年淡路市規則第49号。以下「契約規則」といいます。）第25条第1項のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができるものとし、

#### (3) 契約書

原則、協議会が用意した契約書様式を使用するものとし、

#### (4) その他

その他の契約条件は、契約規則及び南あわじ市、洲本市又は淡路市入札・契約事務取扱要領の定めるところによるものとし、

### 11. 失格事由

次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、この件にかかる資格を失うものとし、

- (1) 定められた期限内に企画提案書等必要書類（以下「提案書等」といいます。）が提出されなかったとき、又は辞退の申し出があったとき。
- (2) 提案書等の内容が、この要領に定めた条件を満たしていないと認められるとき。
- (3) 提案書等の記載内容に著しい不備があるとき、又は不正若しくは虚偽の記載があると認められるとき。
- (4) 審査委員への接触や他の参加者との謀議などにより、審査及び審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正若しくは悪質な行為を行ったとき。
- (5) 経費見積書に記載されている見積額の110分の100に相当する金額（契約希望価格）が、「2. (6)」に規定する事業費上限額を上回ったとき。
- (6) 第三者の著作権を侵害する提案を行ったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が不適格と認めたとき。

### 12. その他注意事項等

- (1) 参加報奨金は支払いません。（企画提案に要する費用の一切は、本プロポーザル参加者の負担とします。）
- (2) 提出期限以降における提案書等の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 提出された提案書等については返却しません。
- (4) 提出された提案書等は、最優秀提案者の選定のために使用し、又は複製等を行うことができるものとし、提案者に無断でその他の目的のために使用することはできないもの

とします。

- (5) 提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- (6) 提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとします。ただし、協議会は、提出された提案書等について、採用・不採用にかかわらず、最優秀提案者の選定、本業務の検討、記録及び実施に必要な範囲において、無償で利用（複製を含む）できるものとします。なお、協議会は、提案者に無断で、本業務の目的以外のために提案書等を使用することはできないものとします。
- (7) 提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期するために、南あわじ市情報公開条例（平成17年南あわじ市条例第18号）、洲本市の保有する情報の公開に関する条例（令和4年洲本市条例第25号）又は淡路市情報公開条例（平成17年淡路市条例第15号）に基づき、公表することがあります。ただし、これらの条例の規定に基づき非開示と判断する部分については、その限りではありません。
- (8) 同一の参加者が、複数の企画提案をすることはできません。
- (9) 最優秀提案者は、自らが暴力団等でないことについての誓約書を、上記10.に係る契約の締結前に提出していただくこととなります。
- (10) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報を除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはなりません。
- (11) 本プロポーザルの参加者から本業務の一部の再委託を受けようとする者（以下「協力事業所」といいます。）は、本プロポーザルの参加者や他の参加者の協力事業所になることはできません。

別紙1 プロポーザル実施スケジュール（案1）

内容	期間等
① 実施要領の公表	令和8年7月8日（水）
② 参加表明又は企画提案に関する質問書の提出期間	令和8年7月8日（水）～7月15日（水）
③ 参加表明又は企画提案に関する質問への回答	令和8年7月17日（金）
④ 参加表明書等の提出期間	令和8年7月8日（水）～7月21日（火）
⑤ 企画提案書等の提出期間	令和8年7月8日（水）～7月21日（火）
⑥ 一次審査 企画提案を依頼する業者の選定	令和8年7月24日（金）（予定）
⑦ 一次審査結果の通知	令和8年7月28日（火）
⑧ 二次審査 プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年8月7日（金）（予定）
⑨ 審査結果の通知・協議会（洲本市）HPでの公表	令和8年8月10日（月）
⑩ 契約協議及び業務委託契約締結	令和8年8月中旬

※本プロポーザルに関する事前説明会は実施しません。

## 別紙2 参加表明書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
① 参加表明書（様式第1号）	正本1部、副本10部
② 事業所概要（様式第2号）	正本1部、副本10部
③ 同種業務実績（様式第3号） ア) 主な実績を最低1件（最大3件）記載してください。	正本1部、副本10部
④ 協力事業所概要（様式第4号） ア) 業務の一部を再委託する場合、その事務所の概要を記載してください。 ※ 再委託をしない場合は提出不要	正本1部、副本10部
⑤ 業務実施体制（様式第5号） ア) どのような体制（組織・チーム等）で本業務を実施するかを、配置予定担当者を含めて記載してください。	正本1部、副本10部
⑥ 配置予定技術者の経歴調書（様式第6号） ア) 配置予定担当者の業務実績を最低1件（最大2件）記載してください。	正本1部、副本10部
⑦ 財務諸表 ア) 貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)、販売費及び一般管理費並びにキャッシュ・フロー計算書（それぞれ直前決算時のもの）	正本1部、副本10部
⑧ 納税証明書 ア) 国税＝（法人）その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 （個人）その3の2「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納のない証明 イ) 地方税＝証明日現在で、所在する市の市税に係る未納税額のない証明 ※1 法人税及び地方税については、本社・本店又は委任を受けた支店・営業所が南あわじ市、洲本市又は淡路市にある場合のみ ※2 最新の納税証明書で納期が未到来の場合は、納期到来分の未納の無い証明でも可	正本1部、副本10部
⑨ 委任状（様式第7号） ※ 支店・営業所に本業務の契約に関する行為を委任する場合のみ	正本1部、副本10部

※ 上記①から⑨までの書類を1セットとし、正本1部及び副本10部として調製してください。  
また、インデックス等により見やすいように調製してください。

別紙3 企画提案書提出時提出書類一覧

提出書類等	部数
① 企画提案書（様式第8号）	正本1部、副本10部
② 実施方針（様式第9号）	正本1部、副本10部
③ 業務工程表（任意様式）	正本1部、副本10部
④ 経費見積書（様式第10号）	正本1部、副本10部

※ 上記①から④までの書類を1セットとし、正本1部及び副本10部として調製してください。  
また、インデックス等により見やすいように調製してください。

別紙4 審査項目及び審査基準の概要【一次審査】

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	配点	
業務実施能力	業務実績	・本業務と同種類似業務の受託実績(内容・件数)があるか。	6	
	業務体制	(1)人員配置	・実施体制、管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われているか。	7
		(2)実務経験	・管理技術者及び担当技術者が本業務を遂行できるだけの実務経験を有しているか。	7
企画提案内容	業務実施工程	・業務内容を的確に把握し、効率的な手順で無理のないスケジュールが示されているか。	15	
	業務実施方針	・淡路島の地域特性を踏まえた的確な課題設定・分析手段が明示されているか。	15	
合 計			50	

別紙5 審査項目及び審査基準の概要【二次審査】

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	配点
企画提案内容	業務実施方針	・淡路島の地域特性を踏まえた的確な課題設定・分析手段が明示されているか。	20
	企画提案の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書の構成や表現が明瞭で、具体的な提案が盛り込まれており、実現可能性が認められるか。</li> <li>・地域特性及び将来性、先進事例を踏まえ、先進性・実効性のある企画提案となっているか。</li> <li>・公共交通に関する市民満足度の向上をはじめ、今後の持続可能な地域公共交通の実現に資する企画提案となっているか。</li> <li>・都市計画マスタープランや立地適正化計画などの上位計画と連動した効率的で有益な提案となっているか。</li> <li>・公共交通利用者などの幅広い市民や交通事業者等の意見を反映した計画策定となるよう効果的な意見把握を取り入れた提案となっているか。</li> <li>・合理的で、市の負担軽減となる工夫があるか。</li> </ul>	45
	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明のわかりやすさ、参加事業者及び説明者の業務に対する意欲が強く感じられるか。</li> <li>・発表の構成力に優れ、根拠や知識・技術力の裏付けなどにより説得力があるか。</li> <li>・独自提案（持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組・利用促進・デジタル技術の活用など）はあるか。</li> </ul>	25
	提案見積内容	・業務提案に対し適正な内訳構成、全体的な業務量にふさわしい競争力のある業務価格となっているか。	10
合 計			100

別紙6 審査項目及び審査基準の概要【二次審査（一次審査が省略されたとき）】

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	配点	
業務実施能力	業務実績	・本業務と同種類似業務の受託実績（内容・件数）があるか。	6	
	業務体制	(1)人員配置	・実施体制、管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われているか。	7
		(2)実務経験	・管理技術者及び担当技術者が本業務を遂行できるだけの実務経験を有しているか。	7
企画提案内容	業務実施方針	・淡路島の地域特性を踏まえた的確な課題設定・分析手段が明示されているか。	20	
	企画提案の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書の構成や表現が明瞭で、具体的な提案が盛り込まれており、実現可能性が認められるか。</li> <li>・地域特性及び将来性、先進事例を踏まえ、先進性・実効性のある企画提案となっているか。</li> <li>・公共交通に関する市民満足度の向上をはじめ、今後の持続可能な地域公共交通の実現に資する企画提案となっているか。</li> <li>・都市計画マスタープランや立地適正化計画などの上位計画と連動した効率的で有益な提案となっているか。</li> <li>・公共交通利用者などの幅広い市民や交通事業者等の意見を反映した計画策定となるよう効果的な意見把握を取り入れた提案となっているか。</li> <li>・合理的で、市の負担軽減となる工夫があるか。</li> </ul>	30	
	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明のわかりやすさ、参加事業者及び説明者の業務に対する意欲が強く感じられるか。</li> <li>・発表の構成力に優れ、根拠や知識・技術力の裏付けなどにより説得力があるか。</li> <li>・独自提案（持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組・利用促進・デジタル技術の活用など）はあるか。</li> </ul>	20	
	提案見積内容	・業務提案に対し適正な内訳構成、全体的な業務量にふさわしい競争力のある業務価格となっているか。	10	
合 計			100	